

平成23年(行ウ)第17号, 第18号
 第二次泡瀬干渉埋立公金支出差止請求事件
 原告 前川盛治 外274名
 被告 沖縄県知事 外1名

直送済

準備書面(7)

平成25年1月22日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄市長訴訟代理人弁護士	幸 喜 令	信
同	藤 田 雄	士
同	稻 山 聖	哲
同訴訟復代理人弁護士	當 眞 正	姫
同	南 部 篤	史
同	清 水 潤	二
同	木 下 哲	郎

第1 原告ら準備書面(17)に対する認否及び反論

1 1項(2) (原告ら準備書面(17) 2頁)について

(1) 第二段落について、住民訴訟と取消訴訟は別個の制度であることは認め、住民訴訟において先行行為の違法性を争うことができることがあることは一般論として認める。

(2) 第三段落は争う。

2 1項(5) (原告ら準備書面(17) 2頁) 第二段落について

争う。本件各免許処分に違法事由はない。

また、仮に原告らの主張するとおり本件各免許処分に違法事由が存するとしても、本件各免許処分が何故に著しく合理性を欠いていると言えるのか、また、合理性を欠くために本件各免許処分がどのように沖縄市の予算執行の適正確保に悪影響を与えるのかが分からぬ。

3 2項(1)（原告ら準備書面（17）3頁）について

(1) イ(ア)及び(イ)は認める。

(2) イ(ウ)は、最高裁平成4年12月15日判決及び最高裁平成15年1月17日判決に拘わらず、原告らが、「本件各処分が著しく合理性を欠きそのために訴外沖縄市の予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があること」を主張立証することなく、被告沖縄市市長を被告とする住民訴訟において本件各処分の公有水面埋立法違反を主張することができるという趣旨であるならば争う。

最高裁は、先行行為と後行の財務会計行為を行う者が異なる場合においては、先行行為に単に取消しうべき瑕疵が存するだけでは足りず、先行行為が著しく合理性を欠きそのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるときでない限り、住民訴訟において先行行為それ自体の違法を争うことはできない旨を判示しているのである。

(3) イ(エ)は争う。

被告沖縄市市長は、本件各免許処分に違法性ないと判断しているからこそ、本件海浜開発事業に対して公金支出等をして事業を推進しようとしているのである。

また、被告沖縄市市長準備書面（1）第1（3～4頁）に記載したとおり、本件海浜開発事業は、昭和49年ころから検討が始まられ、その後、沖縄市が長年にわたって国や県と協力して推進し、既に市税から多額の費用が支出されてきた事業である。したがって、前訴控訴審判決が摘示した「事業者が、公有水面埋立免許又は承認を得た後、埋立地の用途等を変更する必要が生じたが、いまだ免許権者からその旨の変

更許可を得ていない場合であっても、当該変更許可を得られる見込みがある限りは、暫定的に埋立工事を継続することは、予算執行における裁量権を逸脱するものではなく、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反する違法なものとはいえない。・・・〔中略〕・・・以上のとおり、従前の土地利用計画につき根本的な見直しが行われている現段階において、本件埋立事業等に基づく埋立工事を継続することができるか否かは、法的には、第I区域及び第II区域について、公有水面埋立法13条ノ2に基づく本件埋立免許及び承認の変更許可を得られる見込みがあるかどうかにかかることになるとの問題点が本件各免許処分により解決された以上、被告沖縄市市長は、国や県との関係においても、市税を負担をしてきた沖縄市民との関係においても、本件海浜開発事業に係る財務会計上の行為をする義務を負っているのである（甲E第2号証・22頁13行目～24頁2行目参照）。

(4) ウは、上記(2)と同じ。

第2 原告ら準備書面（18）に対する認否及び反論

被告沖縄市市長は、原告ら準備書面（18）の主張に対する被告沖縄県知事の主張を援用する。

なお、被告沖縄市市長準備書面（4）及び上記第1で主張した理由から、被告沖縄市市長に対する原告ら準備書面（18）の主張は失当である。

第3 被告沖縄市市長の主張

沖縄市市議会は、過去7回の意見採択に引き続き、平成24年12月21日にも、本件海浜開発事業の早期推進を望む旨の意見採択をし、その後、内閣総理大臣ほか関係各機関に提出している（丙E第1.3号証の1ないし8、丙E第1.4号証）。

このように、沖縄市市議会や市議会議員を選出した沖縄市民の大多数は、引き続き本件海浜開発事業の早期推進を望んでいるのである。

以上